



10.17 市

ゴミに関する 特集その三

アンケートによる 問題処理



10. 他所会からの不法投棄について、車のナンバーを確認し当センターへお知らせください。直接出向いて指導します。不地域の方々で現場を目撃した際は撤去させるよう指導方針ご配慮をお願いします。

11. 年々回実施の大清掃の汚土収集より残りの件と思われるが、今後やはり残しがないよう収集区域のバトルルを実施するとともに、収集業者との連絡を密にしたいと思っております。

12. 当センターでもバトルルを実施し、汚れている集積場所の清掃維持管理に万全を期するよう指導しておりますが、よく知らぬ現状にあります。今後とも根気よく指導は続けてまいりますか、何んとしても、各所会相互の協力が必要ですので、今後ともお力添え賜わりますようお願いいたします。

13. 野犬、放ち飼、犬の糞について、(所会の境の集積所日でも汚れている)

14. 梨の不清掃工場の完成に伴い、小中学校生徒の施設見学が増えています。当センターでもこの機会をとらえ、清掃に関する道徳教育的の説明を行っておりますが、学童からの作文内容

とみては、その効果も期待できそうです。今後とも重点施策として指導計画に入れたいと思っております。なお、広報広聴課においても、中学生版として広報紙を作成し、市内全中学校へ配布しております。

15. 自転車、路上駐車について、(小中学生への教育が必要であるへ)

市の公害交通課か、警察署の交通課へご相談願います。

16. 共稼ぎ家庭であることも、収集日と厳守していただくわけはなりません。従って、そのような方がおりましたら、当センターへお知らせいただければ、直接出向して指導させていただきます。

17. 土砂運搬の際には、シートで覆うよう義務づけられており、警察でも厳しく指導しているようです。違法の車はナンバーを確認し報告してください。なお、土木管理事務所の方でも業者へ指導することと申し添えます。

18. 排水が道路にあふれ、通学路でもあり困っている。ご管理は土木管理事務所に行きますから、そちらとご相談ください。

19. ゴミを不法に投棄した場合、規定により、

最高懲役六月以下、又は罰金三十万円以下の刑に処せられますので、投棄者発見の際は車のナンバー確認し、警察署の保安課か、当清掃センターへお知らせください。

20. ゴミの不法投棄はその土地の所有者にも責任があるため、管理に万全を期するよう、この件については、当方で県の土木事務所と連絡します。また、(世帯の畔に不法投棄され困る、江渡下町会) 市民一人のとりこに自覚させることは困難である。... について、

新興住宅街による相互の問題、モラルの問題等いろいろあるが、当清掃センターでは、根気よく指導していく方針で、各町会長もぜひ強く努力していただきますようお願いいたします。

21. 荒川土堤の清掃について、... 22. この件については、土木事務所が管轄と思われるので、その方と連絡ととり対処したい。都市化のすゝむにつれ、集積場所の適宜に困っている。について、... 地域住民の話し合いによって解決できる問題です。その線で検討してほしい。

23. 洪水用堰の泥上げを毎年お願ひするが、実施してくれない。... について(野田野水町会) この場所は道路巾員が広く、道路の中央線に設けられた側溝と思われるが、管轄が土木事務所と聞いているので、その方へ申請してほしい。